

# ラベルから政策へ

## — 「第3の道」をめぐる議論の発展 —

小川 正浩  
生活研研究部長

### 1 シンクタンク国際会議

“多様な「第3の道」?—収斂と相違”と銘打った学者およびヨーロッパ社会民主主義系シンクタンクらによる会議（以下単に「会議」と略記）が、1999年11月25日から27日までの3日間、ベルリンのフリードリッヒ・エーベルト研究所（FES）を会場にして開かれた。「会議」は97年、98年に次いで3回目であり、FES、オランダのヴィアーディ・ベックマン研究所、オーストリアのレーナー研究所が中心になって呼びかけ、各国から総勢50名が参加し、夜を徹して熱心な議論が行われた。「第3の道」の研究者ネットワークを世界に広げていこうという趣旨から、今回は日本から生活研が招請を受け、筆者が出席した。アメリカのシンクタンクも招待されたようだが、今回は都合がつかず欠席した（注1）。

97年に開かれた最初の会議は、その報告書を読むかぎり、なぜ各国で新保守主義政権が退き、中道左派政権が返り咲いたかについての背景や政治的意義などについて多くの議論が費やされたようだ。それ以後、政権による政策が遂行されていくにつれ、また、ユーロ発足による欧州統合の動きが深まるにつれ、同じ中道左派政権下でも政策のどの点が違っているのか、あるいは収斂しているとすればどの点かなど、政策レベルの意見交換へと一歩すすめたのが今回の「会議」で

あった。この意味で「第3の道」（注2）というラベルから各論の政策へと議論は次の段階へと発展していると見てよい。

「会議」で取り上げられたテーマは、「第3の道と雇用政策」「ニューエコノミーと第3の道」「多様な第3の道」「エンパワーメントとその限界」「租税をはじめ再分配政策」など、実質2日間の会議日程にしては、盛りだくさんで、全部について議論が深まったわけではない。したがって、本稿では、主題である政策の比較と収斂に焦点をあてて議論の様子を紹介していくと同時に、少し敷衍しながら問題を論じていこう。

### 2 政策の比較

各国の政策の比較を、「会議」におけるハイデルベルグ大学教授のウオルフガング・マーケル報告を中心に、他の情報で補強しながら、整理しておこう。マーケルは、政策を、財政政策、金融政策、社会政策、労働政策の4つの分野に分ける。そして、この4つの政策分野が、市場指向のイギリスの「ニューレイバー」、国家主導のフランス社会党、市場とコンセンサス指向のオランダ労働党、福祉国家改革指向のスウエーデン社民党において、どのような特徴をもって展開されているかを比較していく。

## (1) イギリス「ニューレイバー」

ブレアが率いるニューレイバー政権は、市場機能を重視する経済の舵取りを進めており、部分的にはネオ・リベラリズムの政策を引き継いでいる。たとえば財政政策において、ネオ・リベラリズムの緊縮政策を踏襲し、福祉支出増には教育、医療以外は否定的である。

大陸の中道左派政権と比べていちばん異なる点は、金融を中心としたグローバリゼーションに対する認識であろう。「ニューレイバー」は、グローバリゼーションを政府にとっての重荷とは考えず、むしろ経済と社会の“近代化の跳躍点”と位置づける。金融行政の政府からの独立性を重視し、まず手を付けたのがイングランド銀行の独立性であった。ヨーロッパ中央銀行（ECB）の独立性を認める態度においても他のEU政権のなかでもきわだっている。

社会政策については、ベヴァリッジ流社会保障をリスクの事後的保障を約束するもので、消極的な福祉であるとして退け、「福祉のニューディール政策」をかけた、リスクの発生原因に目をそそぎ、人々が社会的排除と積極的に戦えるための条件を整備する積極的福祉が必要だと訴える。条件の整備として最重視されるのが公教育の充実であり、予算が重点的に投入される。

社会保障給付への依存から仕事への移行をうながす「welfare-to-work」プログラムの一環として、雇用可能性を向上させる失業者向けの訓練や生涯学習、積極的労働市場政策が実施に移される。但し、若年失業者が助成金付き就職やボランティア団体での就労と訓練など政府から提供されたメニューを拒否した場合には失業手当受給資格を失うという点にかんしては、社会民主主義の価値をゆがめるものとの批判もつよい。積極的労働市場政策はスウェーデンからの教訓だが、スウェーデンにおいては、それが普遍主義的福祉に組み込まれているのに対し、イギリスの社会保障は「真の困窮者」を対象にした選別主義の

色彩が強い。

## (2) フランス社会党

ジョスパンは、ブレアとのいくどかの論争をつうじて、①市場経済は認めるが、市場原理を社会の上におく市場社会論は認められない②グローバリゼーションは楽観的なことばかりではなく、社会への悪影響をもたらし、あるいは途上国に対するアメリカの経済支配を強めるなど否定的な側面があると反論している。個別政策においても市場指向のイギリスとは対照的に、国家の役割を前面に立てている。その背景には、中央集権的構造をもつフランス政治システムがある。

財政政策は予算均衡を重視はするが、緊縮度は相対的に緩やかなものに留まっている。しかし、租税政策では他のOECD諸国と異なり、金融投資による所得への特別課税や社会保険料の追加賦課など緩やかなながらも増税政策を採っている。ケインズ型需要管理政策も考え方としては放棄していない。

財政政策を金融政策よりも重視する社会民主主義の伝統を残し、ECBの独立性は一応は認めているものの、全面的ではない。緊縮型金融政策には消極的な姿勢をとり続けている。

社会政策について福祉国家のイノベーションの動きははっきりとは見られない。しかし、年金の個人責任を重視するような方向での改革への認識は次第に広がりつつあるとも言われる。ジョスパンが力を入れているのは社会保障よりも失業対策である。97年6月の就任演説で「発展と連帯の協定を結ぼうではないか」と国民に呼びかけたが、その最優先課題は300人を超える失業者対策だった。雇用対策の柱となったのが週35時間労働制の法定化である。今年2月から従業員21人以上事業所に、20人未満は2002年から適用されることとされた。併行して公共部門の直接雇用も進め、フランス経済の好調さも加わり、99年第4四半期だけで10万人を超える雇

用が創出されており、失業率はジョスパン政権が発足した97年6月当時よりも2%程度下がり、7年前の水準にまで低下している。

### (3) オランダ労働党

オランダ政治の特質は、イギリスのような多数派政治とは異なって、コンセンサス民主主義にある。資格要件が寛大な社会政策をのぞけば、政治目標は「ニューレイバー」と似通っているものの、目標を達成する手段やガバナンスの方法にはかなり差がある。改革は、政党だけではなく、社会グループ間の交渉と妥協の上で進められ、その制度的枠組みの一つが社会経済協議会で、同協議会での勧告は労働市場政策と経済政策を相当程度拘束する。もう一つの枠組みが賃金抑制・雇用優先を決めた1982年のワッセンナー協定である。こうしてコーポラティズムによる市場化という戦略を進めており、オランダ・モデルとして世界的な注目をあびている。

財政政策においては、緊縮型ではあるが、社会支出の削減は障害手当の濫用規制以外は行っていない。物価安定にはドイツほどの優先順位は置かれていない。

金融政策については、労働党内にはマネタリストと同じ主張をする声がつよく、ECBの独立性を強力に支持する。この面では「ニューレイバー」よりも引き締め型といえる。

オランダの福祉国家は、エスピン・アンデルセンの類型によれば、スカンジナビア諸国と並んで、脱商品化がすすみ階層性がフラットないわゆる社会民主主義モデルに属する。年金制度は税による基本年金、保険料による職域保険、私的保険の三層からなっているが、こうしたスキームは年金だけではなく他の制度にもあてはまる。基礎的な社会保険は短時間労働者でも老年においても貧困におびやかされないだけの水準が保たれており、この点「ニューレイバー」とは違う。パートタイマーなど非正規雇用に対しても均等待

遇原則が適用され、この点でもアングロ・サクソンモデルとは異なる。

雇用政策に関しては、規制された労働市場におけるフルタイム職という意味での伝統的な社会民主主義の完全雇用政策はすでに放棄している。労働時間など労働力編成やパートタイム労働をつうじた職の再配分など弾力化はすすんでいる。

### (4) スウェーデン社会民主党

スウェーデンは、1970年代までは普遍主義的福祉国家、完全雇用、女性の高い就労率、経済政策と調和した所得政策など、これこそが社会民主主義モデルだと見なされてきた。しかし70年代後半以降、スウェーデン・モデルは危機に陥り、所得政策は破綻し、公的債務は累積し、かつ90年代には10%をうわ回る失業率を記録するに至った。社民党は1994年に政権に返り咲いて以降、福祉国家の改革に着手した。

一般的なイメージとはちがって、スウェーデン社民党は50年代でも60年代でもケインズ政策よりもサプライサイド政策を採ることが多かった。90年代初頭の経済危機以来、財政安定策を実施し、社会保障給付を調整した。いっぽう法人税負担を軽減し、直接税から間接税への移行がすすんだ。税の所得再配分機能が低下した結果、所得格差が徐々に広がりつつある。とはいえ、OECD諸国の中で税引き後所得不平等がもっとも低いグループに属することに変わりはない。金融政策とECBにかんしては、「ニューレイバー」とほぼ同じようなスタンスと見なしてよい。

1994年以降の福祉改革により、スウェーデン福祉国家の普遍主義が揺らぎはじめた。各種の社会給付の5%削減、障害手当の待機日の導入、99年1月からの年金制度の「世紀の改革」による基礎年金の廃止と所得比例型年金の導入などに見られる。また、94年以前の保守・中道政権の下で民営化も芽を出し始めた。

こうした揺らぎが伺えるにしても、普遍主義福

社国家の骨格は依然として維持されている。各社会給付やサービスの水準はOECD諸国でも群をぬいており、福祉サービス供給における民間営利・非営利セクターの割合も限られており、保育サービスで5%、初等教育で3%、高齢者福祉で4%に留まっている（宮本〔1999〕）。

雇用政策の柱は積極的労働市場政策である。そのためにGDPの2.1%の費用が使われている。しかし、高水準の失業の継続、女性雇用率の停滞、パート雇用の増大などこの政策にも陰りが生じている。また90年代初に崩壊してしまった中央集権型賃金・一般的雇用条件交渉に代って、産別化、さらには企業内化へといわゆる交渉の分権化がすすむ傾向にあり、積極的労働市場政策を有効ならしめた連帯的賃金政策は困難になった。

#### （5）ドイツ社民党

以上、イギリス、フランス、オランダ、スウェーデンの4カ国における政策展開にかんして、それらの政治構造に着目して、概述してきた。これですぐ気がつくことはマケル報告には「新しい中道」をかかげるドイツ社民党がきちんと位置づけられていない点である。ドイツ政治をスカンジナビアの福祉国家資本主義とアメリカの市場主導型資本主義のあいだの「中道政治」とみなすマケルは、シュレーダー政権の「中道」の「新しさ」がどこにあるのか確定できないでいるためと思われる。

「会議」に顔をそろえた他の研究者もマケルと同じ困惑を持っているように筆者には感じられた。99年6月のシュレーダー・ブレア共同声明についても、「ニューレイバー」を政治文化がまったく異質なドイツに無理にあてはめようとするものだという否定的な意見が大半を占めた。共同声明に盛り込まれたチープレイバーの容認など社会的市場経済の価値に反するような内容がSPD支持者の反発をまねき、直後の欧州議会選

挙と昨年末の州議会選挙での相次ぐ敗退の原因とするのが大方の見方だった。

もっともシュレーダーもブレア流「第3の道」に引きずりまわされているわけでもない。昨秋訪日したときの講演の中でも、経済関係のグローバル化を人間的な形にしていくことの重要性を強調するとともに、成長と雇用のための社会的コンセンサスを育てることも言及している。加えて、社会福祉国家こそ、社会的市場経済を支える重要な柱であることも確認している。しかし、「社会性」を強調すると同時に、シュレーダーは就任当時から伝統的な中道左派を主張するラフォンテーヌとの論争をつうじて、福祉改革の必要性や、経済界と政府とのパートナーシップ、グローバル化の現実を受け入れる必要性などを訴えてきた。

州選挙での敗北と99年12月のSPD大会における党内左派の反発を考慮し、微妙な軌道修正を図りつつも、2000年予算では、前年比で300億ポンドの削減などの財政緊縮策をもちこんだ。2000年予算は、予算均衡目標年次である2006年への第1歩と位置づけられており、ドイツ中道左派政権の財政政策は中期的に緊縮型を続けることになると思われる。いっぽう、所得税制のフラット化と法人税率の引き下げによる425億マルクの減税を行うことを決めた。

福祉改革においては、社会保険料負担の軽減が焦点である。野党時代からSPDは、雇用主の社会保険料を軽減し、その分を環境税に代置させることを主張してきた。この点は「赤緑協定」の中にも盛り込まれ、環境税の第1段階が99年4月から実施に移された。

そして年金の保険料を引き下げ、賃金スライドの2年間凍結などが実施に移されることになった。

しかし、難題は400万人台が続いている失業情勢にある。人は生涯で一つの職業をまっとうするわけではなく次へのチャンスを生かすことが大切という考えに立った職業訓練の重要性や、賃

金の調整を伴ったワークシェアリング、あるいは政労使による「雇用のための同盟」の設置などのプログラムが組まれたが、いまのところ、所期の目的を達しているとは言い難い。「新しい中道」政権の行く末は雇用対策にかかっている。

もう一つは、現在、ベルリン綱領の見直しを通じた21世紀におけるドイツ社会民主主義の刷新を図る作業が注目される。基本価値委員会の長を務めるウオルフガング・ティエルス（連邦議会議長）の「会議」における説明によれば、見直しのポイントは、社会的公正という基本価値の中味を豊富化することと、市民社会の意義と構造を現代的に再定義することにおかれているようだ。

### 3 収斂していく政策

以上概観してきたような各国の政策の相違点を踏まえて、「第3の道としてのヨーロッパ」と呼べるような政策の収斂が、どの点で見られるかを検討することが「会議」のもう一つの主題だった。政権の形態が単独であれ、左翼連立であれ、中道右派との連立であれ、主要国のいずれでも社会民主主義政党が主導権を握っているこんにちの状況下では、「今ほどヨーロッパに政策の共通項が多く見られたことはかつてない」（「会議」におけるロンドン大学のハウ教授発言）のも当然と言えよう。収斂を促すモメンタムは政権の性格だけではない。EU強化のために、さらには、グローバリゼーション下でアメリカと対抗していくためには政策の協調と調整は欠かせないプロセスだからである。

ブレアとジョスパンとの対立がしばしばジャーナリズムの耳目を集めている。確かに、その違いによって資本主義の類型化も可能ではある。しかし、政策を冷静に見ていけば共通点も多く、両者の差異が誇張されすぎているのではないかとい

う声も「会議」では多く聞かれた。

#### (1) 財政金融政策

先ほどの4つの政策分野のうち、財政政策をとって見れば、80年代末頃までにはどの社会民主主義党ともそれまでのケインズ型需要政策を転換し、財政均衡主義へと政策を切り替えている。現在でも財政リフレーションを積極的に採ろうとする政権はない。フランスでもイタリアでもマーストリヒト基準である対GDP比財政赤字3%を緩やかに理解したいというに過ぎず、積極的な財政運営を必ずしも主張しているわけではない。フランス社会党はミッテラン政権のごく初期の積極財政の失敗に懲りて、その後は緊縮財政をとり続けてきた。ジョスパンもこの路線を継承していると見てよいだろう。

租税政策について見れば、所得再配分機能を累進所得税という歳入面を通してよりもむしろ社会支出等の歳出面で実現する方が効果的だという考えが大勢のようだ。EUレベルの税制協調はこれまでも困難だったし、中道左派政権になっても、外資導入を急ぎたいブレア、主権をできるだけ残したいジョスパンや北欧などそれぞれのスタンスの違いからすぐさま収斂に向かう状況にはないようだ。

金融政策は財政政策よりも早く収斂した分野である。99年からの通貨統合の発効とECB設立により、金融政策のヨーロッパ集権体制が達成された。ECBの至高の目標は「物価の安定」にあるが、各国財政当局とのあつれきや、加盟国の景気および物価動向の違いを反映した各政権のECBに対する距離感が課題である。

#### (2) 雇用政策

失業問題の解決が中道左派政権の最大の課題であるにもかかわらず、全体として、情勢は依然厳しい。EU全体の経済状況は明るいのが、失業率が低下の兆しを示しているフランス、イギリスも

含めて二桁の高水準の失業率が続き、「雇用増なき回復」とも言える状況が認められる。

このような中で、中道左派政権の労働市場政策、とりわけ弾力化問題が焦点となっている。主要国の政策は前述のとおりであるが、この面でも共通項も少なくない。

たとえば、サッチャー時代にEU内で労働市場の弾力化論をけん引し、ブレアもこの路線を基本的に継承していると思われるイギリスにおいても、ブレアの首相就任以降、EU社会憲章の批准、最低賃金制の導入、労働組合が結成しやすくする要件緩和など労働市場の規制強化（re-regulation）政策が実施に移されている。他方、イギリスと対極にあると言われるフランスの場合、週35時間労働制の導入に当たって、年間を通して平均的に35時間であればよいとされたために、むしろ労働時間編成の弾力化に拍車がかかると指摘されている。さらにドイツとオランダではフランスよりも一足先にワークシェアリングが実施されている。北欧においては交渉の分権化がより柔軟な労働力配置をもたらす傾向にある。また、短時間労働にかんしても、大半の労働組合がパート労働にワークシェアリング効果があることを認めている。

このように、70年代～80年代においては弾力化によって労働者の権利が引き下げられる危険性を理由にして、反対していた社会民主主義政党も労働組合も、議論の積み重ねを通じて90年代には弾力化を認める方向へ踏み出した。例えばOECD労組諮問委員会（TUAC）は、OECDが主張する賃金と労働コストの切り下げ、雇用保護の切り下げ、失業給付や福祉給付の削減には強い調子で批判を向けつつも、いっぽうでは、保障と弾力化は矛盾するものではなく、両立可能との考えにもとづいて、成長政策の遂行、団体交渉など労働市場システムの確立、社会的インフラの確保があれば、弾力化に積極的に適応（adaptability）していくという態度を示した。こんにちの中道左派

政権も無条件の弾力化政策をとるのではなく、このような方向での積極的な適応性と同様の考え方に立っているとと言えるだろう。

### （3）福祉国家政策

福祉国家の運命と社会民主主義のそれは同心円上にある。少なくとも戦後から1980年代まではそうだった。平等と公正という社会民主主義の価値も福祉国家が機能していたからこそ内実をもっていた。その前提として順調な経済成長と、階級的同一性の存在という社会構造があった。しかし、これらの前提が根拠のないものになっていくにつれ、福祉国家は揺らぎ、社会民主主義も次第に色褪せたものになっていった。新保守主義からの批判の的も福祉国家に向けられた。福祉への依存が個人を甘やかし、市場の活力を殺ぐという論が執拗に繰り返された。さらにそれまで福祉国家の擁護者と思われてきた緑の運動やフェミニズムからも異議申し立てがなされた。かれらは、福祉国家の物的基盤となってきた成長自体を問題にすると同時に、女性の無償労働の上に福祉国家が成り立っていることをとりあげた。これに大量の失業の存続と完全雇用の崩壊という福祉国家の自滅現象が加わった。福祉国家へのこうした批判は、民主主義への批判とどこか似ている。民主主義への批判が可能なのは民主主義のお陰だということを誰もが忘れていたのである。

かくして福祉国家も社会民主主義も四面楚歌に囲まれた。社会民主主義が正統性をふたたび回復していくには、福祉国家について今までにない理論と政策を開発することが欠かせない課題となった。

挑戦すべきテーマは数多くある。個人主義と集団主義、国家と市民社会との関係、ジェンダー、社会保障制度の改革などそれぞれが重い内容を抱えている問題ばかりである。社民党内で、シンクタンクで、周辺の学者の間で盛んに研究が進

められてきたし、現在もそうである。

その一つに社会民主主義の基本価値である平等の再定義の問題がある。これまでのような「結果の平等」だけを教条主義的に振りかざすだけでは、すでに階級的同一性が失われ、労働階級が中産階層と長期失業で社会から排除されていく層に分裂した中ではもはや有効な政治戦略にはなりえない。人々がその潜在能力を生かすような条件を等しく与えられることが平等の現代的意味ではないかと問いかける。平等をせまく所得再配分の問題とだけとらえずに、人々が社会に繋ぎとめられている状態 (inclusion) と理解し、逆に、不平等を社会からのけものにされている状態 (exclusion) と考える。inclusionはさらに進んで各人が社会の中で市民としての権利と責任を負う概念と位置づけられる。

とはいえ、平等が「結果の平等」の要素をまったく捨象してしまつては社会の安定は保たれるはずもない。社会的セーフティーネットは不可欠の制度である。ブレアが、若年失業者対策向けに打ち出した就労と訓練メニューのいずれをも失業者が拒否した場合には失業給付を打ち切るという政策をとっていることに対しては、社会民主主義の価値に反するものだという批判が「会議」参加者から相次いだことを紹介しておこう。

第2には、平等の問題とも深く関連するが、「welfare to workfare」(福祉より仕事を) 戦略<sup>(注3)</sup>である。失業手当などの福祉給付に依存するよりも就労のインセンティブを与えようとするこのプログラムは、たんに生活の糧を保障しようとする経済戦略にとどまらず、inclusionの政治・社会戦略と位置づけられており、今や中道左派の政策の背骨をなしている感がある。

ワークフェアの考え方には今後詰めていくべき余地が残されているが、①福祉給付という受動から就労による稼得という能動的な社会への転換、②職業生活における保障概念を見直し、人生において同じ職業を保障され続けるということではな

く、職業は変わることはあり得るし、変わっても適応できる状態の保障。このような状態なしにはグローバルエコノミーの時代に生存していくことはできない。この二つの意味が含まれているように思われる。とくに後者の視点は「会議」において、スウェーデンの首相府政策アドバイザーが強調していた点である。

ワークフェアを強調する「ニューレイバー」は、福祉国家に代わって社会投資国家と呼ぶべきと主張する。

第3に、社会保障の制度設計に「個人の選択」が組み込まれ始めている点である。代表的には1999年1月から施行されたスウェーデンの年金改革であろう。40年近く続いてきた基礎年金と所得比例年金の二階建てから、所得比例年金を基本とする制度に改正した。これには最低年金も保障されてはいるが、以前にもまして労働市場への参加と賃金水準が社会保障給付に直接反映される仕組みとなり、スウェーデン型の普遍主義原則の大きな転換を意味する。同様の動きはドイツやフランスの年金改正にも見られる。

(おがわ まさひろ)

(注1) アメリカのシンタンクとしては、The Progressive Policy Instituteがある。また前労働長官ロバート・ライシュはホームページで「第3の道」に対する論陣を張っている。

(注2) 本稿では「第3の道」を現代ヨーロッパの社会民主主義改革の一般的傾向を指す用語として用いている。「第3の道」という用語自体は過去にもたびたび使用されてきたし、今日ではブレアが使用したことによって広まった。したがって狭くはニューレイバーを指すのが「第3の道」(Third Way)で、ドイツのシュレーダーは「新中道」(Neue Mitte)、フランスのジョスパンは「多元的左翼」(Gauche Plurielle)、オランダのウイム・コックは「Polder Model」というレトリックを用い

ている。

(注3) 「welfare to work」とかworkfareというのは、元来、アメリカで福祉カットを急ぐレーガン時代に、要扶養児童家族扶助AFDCの申請者、受給者に扶助に見合う労働をさせる意味合いから作られた用語である(社会保障研究所編『アメリカの社会保障』1989年版 170頁 東京大学出版会)。

## 参照・参考文献

- A. Gamble and T. Wright, *The New Social Democracy*, Blackwell Publishers, 1999
- Anthony Giddens, *The Third Way; Renewal of Social Democracy*, 1999.
- , *Beyond Left and Right*, Polity Press, 1994
- David Miliband, *Reinventing the Left*, Polity Press 1994
- Goesta Esping-Andersen, *The Three Worlds of Welfare Capitalism*, Polity Press, 1990
- , *Welfare States in Transition*, SAGE Publications, 1996
- Is new Labour working?*, Fabian Society, 1999
- Lionel Jospin, *Modern Socialism*, Fabian Society, 1999
- OECD-TUAC, *Adaptability or Flexibility*, 1995
- Rene Cuperus & Johannes Kandel, *European Social Democracy-Transformation in Progress*, 1998
- The New European Left*, Fabian Society, 1999
- Tony Blair, *The Third Way; New Politics for the New Century*, Fabian Society, 1998 (邦訳「第3の道」—新しい世紀の新しい政治。『生活経済政策』99年3月号所収)
- Tony Blair and Gerhard Schroeder, *Europe: The Third Way/ Die Neue Mitte* (邦訳「第3の道/新中道—ヨーロッパ社会民主主義の前進の道」『生活経済政策』1999年9月号)
- Visser, Jelle/Hemerijk, Anton, *A Dutch Miracle. Job Growth, Welfare Reform and Corporatism in the Netherland*, Amsterdam Univ. Press, 1997
- Wolfgang Merkel, *The Third Ways of European Social Democracy at the End of the Twentieth Century* (unpublished), 1999
- アマルティア・セン『不平等の再検討』岩波書店 1999年
- 井上誠一「スウェーデンの年金改革」法研『週刊社会保障』平成10年11月23日~12月14日号
- 井口泰「諸外国における最近の雇用・失業対策の動向」『日本労働研究雑誌』1999年5月号
- 小川正浩「第3の道が提起する理論的諸問題」『生活経済政策』1999年1月号
- 吉瀬征輔『英国労働党』窓社 1997年
- ジョン・グレイ『グローバル化という妄想』日本経済新聞社 1999年
- 生活経済政策研究所訪欧調査団『ヨーロッパの新しい政治と「第3の道」』1999年
- 高橋進『ヨーロッパ新潮流』神奈川大学評論ブックレット 2000年
- 田中素香「ユーロの真価が発揮されつつある欧州市場」岩波書店『世界』1999年10月号
- 坪郷實「ドイツ社会民主党の政権復帰」(財)日本国際問題研究所『国際問題』1999年8月号
- 濱口圭一郎『EU労働法の形成』日本労働研究機構 1999年
- 宮本太郎『福祉国家という戦略—スウェーデンモデルの政治経済学』法律文化社 1999年
- 山口二郎『イギリスの政治 日本の政治』ちくま新書 1998年
- 労働大臣官房国際労働課編『海外労働白書』平成11年版 日本労働研究機構
- 渡邊啓貴「ジョスパン仏社会党政府の政策」(財)日本国際問題研究所『国際問題』1999年8月号
- その他 International Herald Tribune, 日本経済新聞、朝日新聞に掲載された記事を参考にした。